

鹿島市水防計画

(令和8年6月改訂)

鹿島市防災会議

目 次

第1章	総 則	1
第1節	目 的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	3
第4節	安全配慮	3
第2章	水防組織	5
第1節	水防本部	5
第2節	水防本部の組織	5
第3節	所掌事務	6
第3章	重要水防箇所	8
第4章	予報及び警報	9
第1節	気象庁が行う予報及び警報	9
第2節	水防警報	11
第3節	洪水、高潮時の河川に関する水防警報	11
第5章	水位の観測、通報及び公表	13
第1節	水位の観測、通報及び公表	13
第2節	雨量観測所、ダム観測所、潮位観測所	13
第6章	水防通信連絡	14
第1節	市の通信連絡	14
第2節	防災情報提供システム等の活用	14
第7章	水防施設及び水防資機材	16
第8章	水防体制	17
第1節	水防体制	17
第2節	水防団の配備	17
第9章	水防活動	19
第1節	堤防などの巡視及び警戒	19
第2節	水防作業	19
第3節	緊急通行	19
第4節	警戒区域の指定	19
第5節	避難のための立退き又は緊急に安全を画すべき対応	20
第6節	氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	20
第10章	水防信号、水防標識等	21
第1節	水防信号	21
第2節	水防標識	21
第11章	協力及び応援	23
第1節	河川管理者の協力	23
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	23

第3節	警察官の援助要求	23
第4節	自衛隊の派遣要請	23
第5節	地方気象台との連携	23
第6節	起業（地元建設業等）との連携	23
第7節	住民、自主防災組織等との連携	23
第12章	公費負担	24
第1節	公費負担	23
第2節	公費負担権限証明書	23
第3節	公費負担命令書	23
第4節	損失補償	23
第13章	その他	24
第1節	水防報告及び水防記録	26
第2節	水防訓練	26
第3節	水防啓発活動	26
第4節	水防計画の承認	26

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮（地震による津波を含む。）による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、鹿島市の各河川、溜池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡及び輸送、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と避難立退き等の大綱を明示し、もって水防の万全を期することを目的とする。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体

水防の責任を有する市をいう（法第2条第2項）。

2 水防管理者

水防管理団体である市長をいう（法第2条第3項）。

3 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて県知事が指定した団体をいう（法第4条）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（法第10条第2項、法第11条第1項）。

8 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

河川、海岸について洪水、津波又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

9 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

1 1 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。

1 2 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

1 3 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。

水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

1 4 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

1 5 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

1 6 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。緊急安全確保措置の指示の発令判断の目安となる水位である。

1 7 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

1 8 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう（法第 1 4 条）。

1 9 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう（法第 1 4 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

2 0 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災

による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事が指定した区域をいう（第14条の3）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は主に次のとおりである。

1 水防管理団体の責任

市は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

- ・平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ・水位の通報（法第12条第1項）
- ・内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2） 等

2 県の責任

県は、水防管理団体が行う水防が、十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

- ・洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項）
- ・洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3） 等

3 国土交通省（武雄河川事務所長）の義務

- ・洪水予報または水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- ・水防警報の発表および通知（法第16条第1項、第2項）
- ・氾濫等の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項） 等

4 気象庁長官（佐賀地方気象台長）の義務

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第1項）

5 居住者等の義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

第4節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退

避を含む具体的な指示や注意を行う。

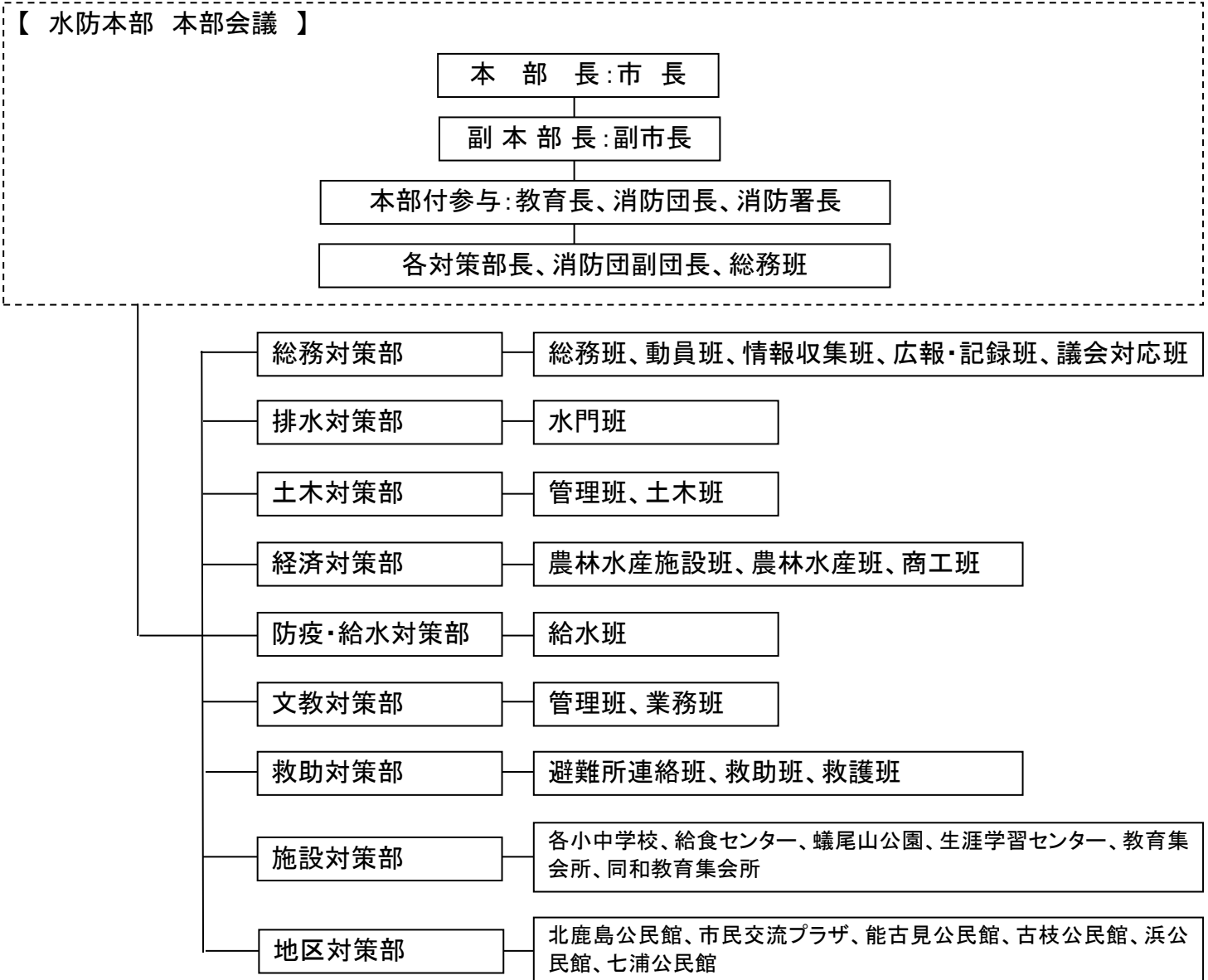
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防本部

- 1 市は、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下、「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は水防本部を設置し、この計画に基づき事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- 2 水防本部は、政策総務部総務課におく。
- 3 水防本部は、市長を本部長とし、市職員をもって編成する。
- 4 市の水防組織は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、災害対策本部が設けられた場合、これに包括され水防事務を処理する。

第2節 水防本部の組織



第3節 所掌事務

総務対策部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 鹿島市防災会議及び関係機関との連絡に関する事。 3 対策本部の配備に関する事。 4 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 消防団の出動命令に関する事。 7 災害対策用自動車の運用に関する事。 8 警戒区域の設定、避難の指示に関する事。 9 他の対策部の所掌事務に属しない事。
	動員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 配備要員の動員及び給食に関する事。 2 自衛隊などの災害派遣要請に関する事。 3 国及び県の職員派遣要請に関する事。 4 他の市町に対する応援要請に関する事。
	情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集、伝達に関する事。 2 被害状況の調査に関する事。 3 各対策部との連絡調整に関する事。 4 被害状況による関係（担当）課への連絡に関する事。 5 気象情報に関して職員への周知連絡に関する事。
	広報・記録班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報活動に関する事。 2 報道機関との連絡、相互協力に関する事。 3 災害に関する情報の提供に関する事。 4 災害発生後の被害状況写真の取りまとめに関する事。 5 災害写真の撮影及び収集に関する事。 6 災害記録に関する事。
排水対策部	水門班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門の管理に関する事。 2 河川の頭首工、水門の開閉 3 下水道施設の高級対応
土木対策部	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係の被害報告の取りまとめに関する事。 2 応急対策の連絡調整に関する事。 3 交通統制に関する事。 4 応急仮設住宅の運営、建設等に関する事。 5 公営住宅等の被害調査報告に関する事。
	土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の被害調査並びに災害対策に関する事。 2 河川、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 3 災害応急復旧用資機材の調達に関する事。 4 地すべり等指定区域等の被害調査及び災害対策に関する事。
経済対策部	農林水産施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 農地、農業施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 3 漁港及び水産施設等の被害調査並びに災害対策に関する事。
	農林水産班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係の被害報告の取りまとめに関する事。 2 応急対策資材及び器材の調達に関する事。 3 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。

	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工（施設）関係の被害調査及び災害対策に関すること。 2 応急救助に要する労働力の供給に関すること。 3 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 その他商工観光に関すること。
防疫・給水対策部	給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における給水及び飲料水の供給に関すること。 2 水道施設の災害対策に関すること。
文教対策部	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害活動を応援する関係団体等の連絡調整に関すること。 3 文化財、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。
	業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難対策に関すること。 2 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
救助対策部	避難所連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資、機材の調達配分に関すること。 2 炊き出し、食品の配給に関すること。 3 義援金、救援物資及び見舞金品の分配及び支給に関すること。 4 社会福祉施設の災害対策に関すること。 5 ボランティアの受入、活動調整に関すること。
	救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の緊急避難に関すること。
	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産に関すること。 2 医療救護班の編成、派遣に関すること。 3 応急救護用薬品、衛生材料及び防疫薬品の供給に関すること。 4 医療機関等の被害調査、災害対策に関すること。
施設対策部		<ol style="list-style-type: none"> 1 市の公共施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被害を受けた市の公共施設等の復旧対策に関すること。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内における重要水防箇所については、下記のとおりである。

水防管理 団体名	水系	河川名	重要水防箇所		危険と予想される主な箇所			予想される 主な事態	主な水防 工作
			延長	箇所	延長	危険度 ランク	箇所		
嬉野市 鹿島市	塩田川	塩田川	右 13,500	式南橋～海	—	—	—	—	—
嬉野市 鹿島市	鹿島川	鹿島川	左 6,500	元禄橋～海	—	—	—	—	—
嬉野市 鹿島市	鹿島川	鹿島川	右 6,500	元禄橋～海	—	—	—	—	—
鹿島市	鹿島川	黒川	左 3,000	四ツ枝橋～鹿島 川合流点	—	—	—	—	—
鹿島市	鹿島川	黒川	右 3,000	四ツ枝橋～鹿島 川合流点	—	—	—	—	—
鹿島市	鹿島川	中川	左 4,800	大木場橋～鹿島 川合流点	—	—	—	—	—
鹿島市	鹿島川	中川	右 4,800	大木場橋～鹿島 川合流点	—	—	—	—	—
鹿島市	浜川	浜川	左 1,500	古場切橋（国道 207号BP）～海	左 200	B	JR 上下流付近 200m	溢水	積土俵
鹿島市	浜川	浜川	左 1,500	古場切橋（国道 207号BP）～海	左 200	B	JR 上下流付近 200m	溢水	積土俵

(佐賀県水防計画資料編)

第4章 予 報 及 び 警 報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

佐賀地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類は次のとおりである。

警戒レベル5相当	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 高潮特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 高潮危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 高潮警報	レベル3 土砂災害警報
警戒レベル2相当	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 高潮注意報	レベル2 土砂災害注意報

イ その他の情報

佐賀県気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前 等）、佐賀県気象解説情報（線状降水帯半日前予測、台風第〇号、大雨等）、早期注意情報（警報級の可能性）等

(大雨警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。
------------	--

(津波警報・注意報の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

大津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合）
津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想される時発表

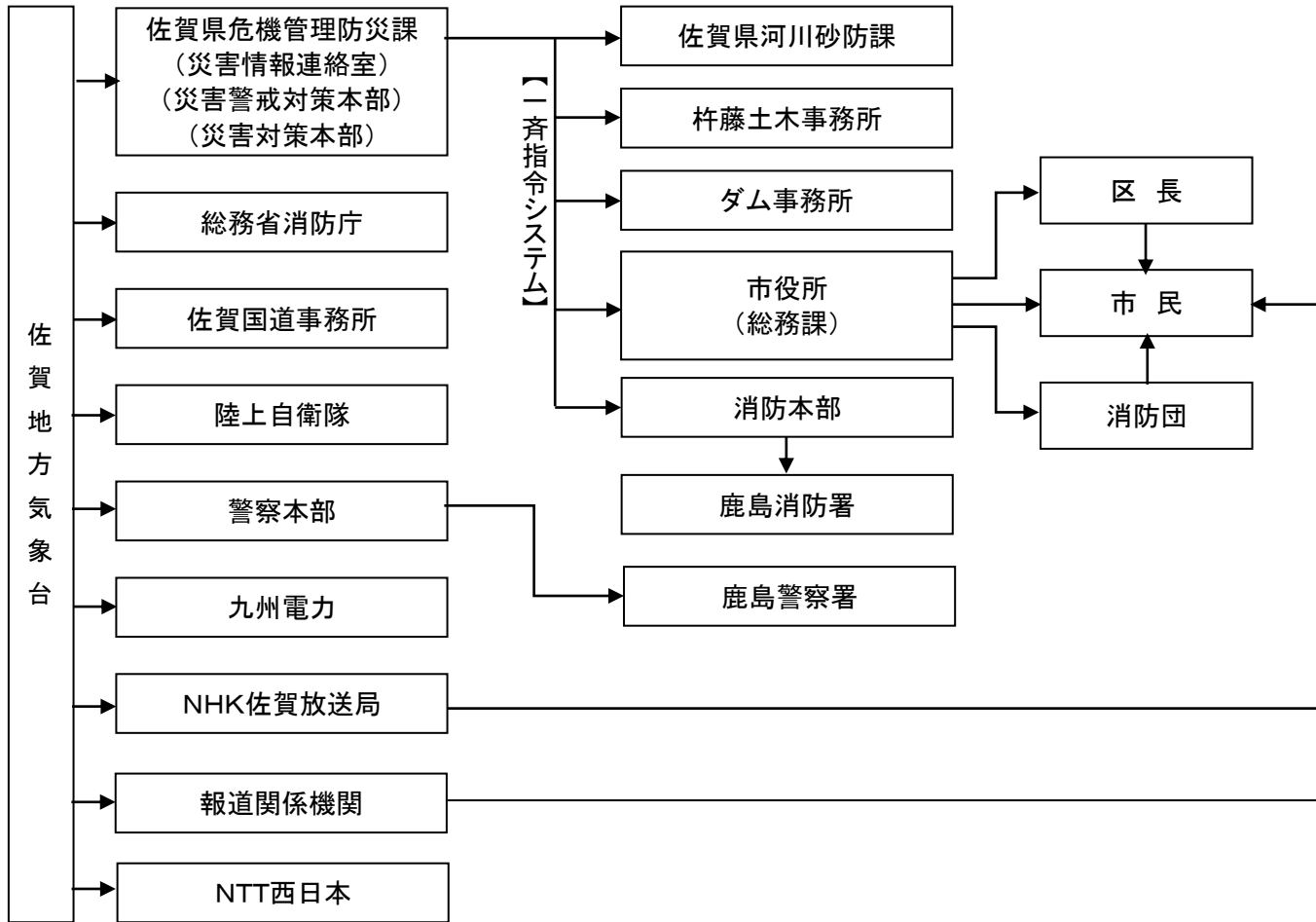
(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、洪水、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路



第2節 水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

第3節 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣又は知事は、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発する。

(1) 知事が行う水防警報

河川名及び 海岸名	区 域	関係市町
石木津川	鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から海まで	鹿島市
鹿島川	嬉野市塩田町谷所花園橋から鹿島川合流点まで	鹿島市・嬉野市
中川	鹿島市大字納富分琴路橋から鹿島川合流点まで	鹿島市
塩田川	嬉野市嬉野町下野市道落合橋から海まで	白石町・鹿島市・嬉野市
有明海岸	佐賀市川副町大字大詫間元治搦から鹿島市浜町字松岡竈まで	佐賀市・小城市・白石町・鹿島市

(2) 水防警報発表の基準

河川の水防警報発表の基準は、次のとおり

区 分	内 容
待機警報	水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき消防機関に待機を警報するもの
準備警報	氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防資器材の整備点検、水門などの開閉等の準備を警報するもの
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき消防機関の出動を警報するもの
解 除	氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき、水防活動の終了を通知するもの

地震による堤防の漏水・沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第5章 水位の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が河川で6箇所ある。

河川名	観測所	所在地	警報値(m)			
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
塩田川	汐田橋	塩田町	4.06	4.43	4.52	5.44
石木津川	石木津	古枝	1.80	2.20	2.80	3.40
中川	巖橋	三河内	2.50	3.10	3.60	4.00
鹿島川	組知橋	中村	2.80	3.50	4.10	4.80
中川	片山橋	納富分	—	—	—	—
鹿島川	重ノ木	重ノ木	—	—	—	—
浜川	薬師橋	浜町	1.30	1.70	—	—

(2) 水位の通報

- ①水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、最高水位に達し減水に向かうときは、水位と時刻をそれぞれ通報しなければならない。
- ②水防本部は、水位の通報を受けたときは、第6章第1節「市の通信連絡」により、防災行政無線その他もっとも正確かつ迅速な方法で行わなければならない。

(3) 水位の公表

- ①氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- ②公表は、県HPの「すい防くん」に掲載することにより行う。

第2節 雨量観測所、ダム観測所、潮位観測所

観測施設の所在地は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第6章 水 防 通 信 連 絡

第1節 市の通信連絡

通信連絡の確保は、水防活動の根源である。特に大災害時に発生する通信混乱の対策確立と連絡の迅速確実な実施を期するため、有線及び無線通信施設の有効利用に努めるものとする。

(1) 無線通信施設

無線通信施設としては、防災行政無線があり、水防活動に必要な情報の伝達に使用している。

(2) 専用通信施設の使用

水防上緊急を要する通信については、水防法第27条、災害対策基本法第57条、第79条及び電波法第52条の規定により、次の専用通信施設を使用することができる。

警察通信施設、国土交通省通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設、また、必要な場合は、アマチュア無線の協力を受けることができる。

(3) 災害時優先電話

専用通信施設が利用できない場合または利用することが困難な場合、水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取り扱うことができる。

なお、水防関係施設に設置の電話回線で通信の確保に最低限必要な回線について、あらかじめNTTと関係機関で定めた回線（災害時優先電話）からの発信は、通信輻輳時に実施される通話の規制に関わらず、利用することができる。

(4) 報道機関・放送設備の利用

気象・水防に関する情報を市民に提供・連絡するため、テレビ、ラジオ、有線放送、放送設備等を有効に利用するものとする。

(5) 災害情報等の授受

水防に必要な情報の収集、予報・警報の伝達等について、次の各種通信手段を最大限活用し、水防等関連情報の授受に努める。

ア 県一斉指令システム、県防災行政無線

イ 市防災行政無線

ウ 市ホームページ及び公式LINE

エ NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルによる緊急速報メール配信

オ インターネット

カ 関係機関とのホットライン（電話、ファクシミリ等）

第2節 防災情報提供システム等の活用

河川等に関する防災情報をインターネットで取得し活用する。

1 国土交通省「川の防災情報」(<https://www.river.go.jp/>)

2 九州防災ポータルサイト<佐賀県> (http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/kyusyubosai/)

- 3 佐賀県「防災・減災さが」(<https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/default.html>)
- 4 佐賀県「すい防くん(佐賀県河川情報)」(<https://kasen.pref.saga.lg.jp/gis/info/top/menu>)
- 5 佐賀国道事務所(<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>)
- 6 佐賀地方气象台(<http://www.jma-net.go.jp/saga/>)
- 7 気象庁「キキクル(危険度分布)」
(https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=4120700&pattern=rain_level)
- 8 国土交通省 防災情報提供センターホームページ(<https://www.mlit.go.jp/saigai/>)

第7章 水防施設及び水防資機材

水防倉庫に保有している器具・資材の現況は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第8章 水防体制

第1節 水防体制

佐賀地方気象台並びに佐賀県知事、又は水防災情報システムから水防に関係のある通報を受けたとき、その状況を判断して、通報水量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われるときは、第2章の水防組織に基づき配備体制をとり、常時の勤務から水防体制への切替えを确实迅速に行うとともに、事態に即応して勤務者の確保、交代等非常時勤務活動の維持を図るものとする。

(1) 配備体制については、水防本部長が次表により発するものとする。

配備区分	配備の時期	配備体制
第1配備体制	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	少数の人数をもってこれに当り、情報連絡活動を主とし、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができるような体制。
第2配備体制	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	所属人員の約半数をもってこれに当り、水防非常事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制。
第3配備体制	1. 激甚な災害が予想される時又は危険性が大きく第2配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	所属全人員をもってこれに当る体制。

※この指令は状況により第1号から第3号に移行する場合等もある。

(2) 非常配備につく時期および解除については、県水防本部長の発する水防警報、その他状況判断のうえ、水防本部長が自主的に行なうものであるが、水防上緊急を要するときは法第23条に基づき、知事により指示される。

第2節 水防団の配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく

準備	<p>1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき</p> <p>2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき</p>	<p>水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる</p>
出動	<p>1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき</p> <p>2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき</p>	<p>水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく</p>
解除	<p>水防管理者が解除の指令をしたとき</p>	

第9章 水防活動

第1節 堤防などの巡視及び警戒

水防管理者は、河川管理者の協力を受け、あらかじめ危険な水防箇所を選定し、班員において堤防などの巡視にあたらせ、常時連絡を保ちながら水防上危険と認められる箇所があれば、直ちに水防体制に入られるよう県水防支部その他関係機関との連絡を密にする。

- (1) 水防管理者及び消防長並びに消防団長は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視する。
- (2) 水防上危険であると認められる地区があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して、直ちに水防体制を整え、必要な措置を求める。
- (3) 河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

第2節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第3節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。この場合、鹿島警察署長にその旨を通知するものとする。

第6節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 通報

水防に際し、氾濫、決壊、漏水等を確認したときは、水防管理者、水防団長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

なお、水防管理者又は市長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

(2) 水防配備の解除

①水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

②水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

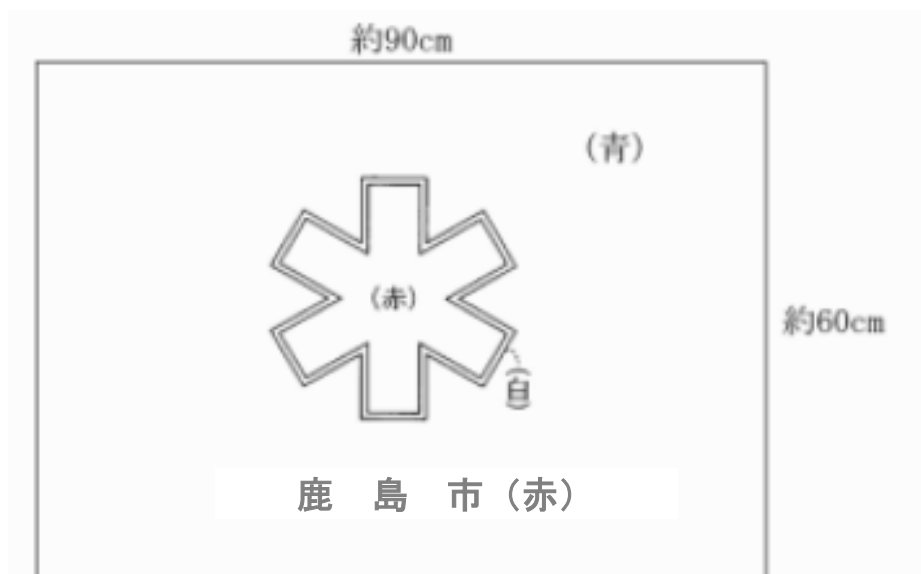
第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒
第 4 信号	乱 打	○ 休止 ○ 休止 約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

第 2 節 水防標識

水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第 11 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局（又は佐賀県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- (1) 隣接する水防管理団体とは密接な連携をとり、水防活動に関し相互に協力する。
- (2) 法第 23 条第 1 項の規定により水防のため緊急の必要があるときは水防管理者は、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

第 3 節 警察官の援助要求

水防管理者、水防本部長は水防のため必要があると認めるときは、鹿島警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第 4 節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第 5 節 地方气象台との連携

気象状況について、佐賀地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第 6 節 企業（地元建設業等）との連携

出水時の水防活動における資器材の提供等に関して、市内企業等と協定を締結している。なお、協定先は鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第 7 節 住民、自主防災組織等との連携

水防本部長、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 公費負担

第1節 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2節 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、水防管理者、または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次に示す証明書を携行し、必要のある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限命令証	
鹿島市消防団 ○○分団 分団長	何 某
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する	
年 月 日	鹿島市水防管理者 ○○○○

第3節 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書	
目 的 物	
種 類	
員 数	
水防法第28条第1項により（収容処分）する	
年 月 日	鹿島市長 ○○○○ ㊟
○ ○ 様	

第4節 損失補償

公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 その他

第1節 水防報告及び水防記録

水防本部長は水防を実施したときは、直ちに別紙様式により実施状況を県水防本部長に報告するものとする。
また、水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

第2節 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団及び消防機関と水防訓練を実施する。また、県等が主催する訓練に積極的に参加し水防技術の向上を図るものとする。

第3節 水防啓発活動

洪水、高潮及び津波に関して、県が指定する浸水想定区域について、市民に周知するため、ハザードマップを作成、配布その他必要な措置を講ずるものとする。

第4節 水防計画の承認

水防協議会において、水防計画を承認し、承認されたときは直ちに水防計画書を知事に提出し、その承認を得なければならない。